平成２３年（フ）第１０４号
佐賀県佐賀市富士町大字松瀬2618番地87
債務者　中村　直樹
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
沖縄県浦添市宮城３丁目９番15―501号シャトレ・リバーサイド
債務者　河邉　一寛
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１７１号
沖縄県南城市玉城字百名1410番地
債務者　小波津善仙
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３１号
北海道紋別郡遠軽町丸瀬布新町111番地
債務者　玉川　弘子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第２８号
岩手県奥州市水沢区東大通り１丁目６番６号
債務者　佐藤　斌郎
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第２１２４号
さいたま市南区南浦和１丁目17番３号　アーバンライフ101、旧住所さいたま市浦和区本太２丁目３番10―205号
債務者　松本　純一
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５０９号
大阪府門真市元町３番18―1203号
債務者　阪田百合子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６８９号
大阪府茨木市新堂３丁目３番18号
債務者　西　　英昭
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７５７号
大阪府箕面市稲２丁目２―36　302号、住民票上の住所兵庫県川西市清流台５番10号
債務者　中島　孝志
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７６０号
大阪市淀川区宮原５丁目５番16―500号
債務者　兵頭　　剛
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０７５号
大阪市住吉区遠里小野３丁目６番26号
債務者　加藤千加代
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１５３号
大阪市平野区西脇３丁目１番20―505号
債務者　深港　一弘
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１９４号
大阪市北区長柄東２丁目５番２―504号
債務者　大草　義一
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２１２号
大阪市西成区松２丁目７番17号
債務者　岡本　栄一（旧姓姜榮一）
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２２７号
大阪市此花区四貫島２丁目17番４号　シャトー此花202
債務者　嶋　　諭史
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２８４号
大阪市住吉区南住吉１丁目８番11号、事業所所在地大阪市住之江区粉浜１丁目７―５パールハウス102
債務者　やきとり友彩こと　橋本　艶子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３０２号
大阪市西成区鶴見橋３丁目２番23号
債務者　山佳慶子こと　柳　　慶淑
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６９９号
大阪府茨木市西福井２丁目３番１―1107号
債務者　小林　京子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部